

## 被扶養者異動届の添付書類一覧

添付書類一覧に●のあるものについては”全て”添付必須です

届出の内容によっては別途、追加の添付書類をお願いすることがあります

マイナンバーの届出は必須ですので新生児は住民票発行時に忘れずに交付を受けてください

3親等内のその他の続柄は【兄弟・姉妹】の【その他】に準じてください

	配偶者※1※2		子			父母・祖父母※3 配偶者の父母・ 祖父母※3※4		兄弟・姉妹※3	
	無職 無収入 無年金	収入が ある場合	出生 中学生 以下	高校生 以上の 学生	その他	無職 無収入 無年金	収入が ある場合	学生	その他
住民票のコピー ■続柄記載必須 ■世帯全員の記載必須 ■マイナンバー記載推奨 マイナンバーカード等の 提出は不要ですが、異動届 へのマイナンバーの記入は 必須です	●	●	●	●	●※5	●※5	●※5	●※5	●※5
所得証明書のコピー ■収入金額の記載のない 非課税証明書不可 ■源泉徴収票不可	● 退職を機に 入る方は不要	●			● 退職を機に 入る方は不要	●	●		●
直近3か月の 給与明細のコピー		● 給与収入が ある方のみ			● 給与収入が ある方のみ	●	● 給与収入が ある方のみ		● 給与収入が ある方のみ
退職証明書、離職票、 資格喪失証明書等の コピー	● 退職を機に 入る方のみ	● 退職を機に 入る方のみ			● 退職を機に 入る方のみ	● 退職を機に 入る方のみ	● 退職を機に 入る方のみ		● 退職を機に 入る方のみ
雇用保険受給資格者証の コピー ■失業給付受給終了を機に 入る方のみ ■受給終了日がわかるもの 年金額改定通知書又は	● 受給者のみ	● 受給者のみ			● 受給者のみ	● 受給者のみ	● 受給者のみ		● 受給者のみ
年金支払通知書のコピー ■高齢・障害・遺族・企業・ 個人年金等 ■源泉徴収票不可		● 受給者のみ			● 受給者のみ		● 受給者のみ		● 受給者のみ
確定申告書のコピー ■還付申告のみの方は不要 ■年収が130万円（60歳以上 等は180万円）以上ある方 は青色申告書写等も必要		● 確定申告 した方のみ			● 確定申告 した方のみ		● 確定申告 した方のみ		● 確定申告 した方のみ
学生証のコピー				●				●※6	
仕送額（援助額）を 証明するもの ■3か月相当分 ■手渡し不可 ■単身赴任、学生は除く	● 別居者のみ	● 別居者のみ			● 別居者のみ	●※4 別居者のみ	●※4 別居者のみ		●※4 別居者のみ

※1 内縁の配偶者は上記に加え、地域の民生委員・町内会長の証明書等を添付してください

※2 婚姻を機に入る方は婚姻日を証明する書類を添付してください

※3 被扶養者でない同居人がいる場合は上記に加え、その同居人全員の所得証明書を添付してください

※4 孫、兄弟姉妹、直系尊属の父母祖父母以外は別居不可

※5 別居、世帯分離等により同一の住民票でない場合は双方の世帯全員分の住民票が必要です。被保険者との続柄が住民票でわからない場合は戸籍抄本等も添付してください

※6 中学生以下は学生証不要